

## 個人情報の第三者への提供について同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

しかし、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては、「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、次の事項についてその趣旨に該当するものいたします。

同意されない場合には、当健康保険組合までお申し出ください。

- ① 高額療養費に該当した場合には、申請に基づかず支給すること。
- ② 付加給付は、申請に基づかず支給すること。
- ③ 医療費通知書については、世帯分をまとめて被保険者に通知すること。
- ④ 各種調査（負傷原因・受療照会等）を世帯分まとめて被保険者に行うこと。